

優良溶接せん断補強筋製造会社認定規定

平成 22 年 7 月 22 日 制定

平成 22 年 9 月 15 日 改正

第 1 章 総 則

1. 目 的

本規定は、社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という）が、日本鉄筋継手協会優良会社認定制度規則（以下、「規則」という）に基づき、溶接せん断補強筋製造を事業とする会社について、溶接せん断補強筋の製造体制、品質管理体制及び品質管理能力を審査・評価し、優良溶接せん断補強筋製造会社の認定を行い、広く公表し、溶接せん断補強筋に関する品質管理及び信頼性の向上に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

本規定は、溶接せん断補強筋製造会社の新規認定及び更新認定に適用する。

3. 委員会

本規定は、優良溶接せん断補強筋製造会社認定委員会（以下、「委員会」という）が所管し、委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 認定に関する評価基準の作成、見直し及び公表
- (2) 認定に関する審査の実施
- (3) 審査結果のまとめ及び評価表の作成
- (4) 優良会社認定管理委員会（以下、「認定管理委員会」という）への評価表及び評価結果報告書の作成・提出
- (5) 規定、実施細則及び実施要領の策定及び改正案の立案
- (6) その他、認定に必要と認められる業務

第 2 章 優良溶接せん断補強筋製造会社

4. 優良溶接せん断補強筋製造会社の要件

優良溶接せん断補強筋製造会社は、次の要件を満足しなければならない。

- (1) 協会の正会員であること。なお、会員外であっても申請と同時に入会手続きを行う場合は、この限りではない。
- (2) 事業として溶接せん断補強筋の製造（委託を含む）を行っている会社であること。
- (3) 認定に関する評価基準を満足していること。
- (4) 指定性能評価機関等から A 級継手の評定又は認定を取得していること。

5. 認定の範囲

優良溶接せん断補強筋製造会社の認定の範囲は、当該優良溶接せん断補強筋製造会社の事業所（製造工場）毎とする。

6. 認定の有効期間

認定の有効期間は、3年間とし、認定日より3年後の9月末日又は3月末日とする。

7. 履行義務

優良溶接せん断補強筋製造会社は、次の履行義務を遵守しなければならない。

- (1) 認定時の溶接せん断補強筋の製造体制及び品質管理体制を維持し、認定された自社の溶接せん断補強筋製造要領書及び溶接せん断補強筋製造手順書に従って適正に製造を行うこと。
- (2) 認定の要件に関わる変更が生じた場合は、書面にて速やかに協会へ届け出ること。

第3章 評価項目及び評価基準

8. 評価項目

優良溶接せん断補強筋製造会社の認定に関する評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 溶接せん断補強筋の製造体制
- (2) 溶接せん断補強筋の品質管理体制
- (3) 溶接せん断補強筋の品質管理能力

9. 評価基準

優良溶接せん断補強筋製造会社の認定に関する各評価項目の評価基準は、実施細則に定める。

第4章 認定申請

10. 申請手続き

- (1) 新規認定又は更新認定を申請する溶接せん断補強筋製造会社（以下、「申請会社」という）は、別に定める申請書及び申請に必要な提出書類等（以下、「書類等」という）を過不足無く準備し、協会へ申請する。
- (2) 申請会社は、申請と同時に、別に定める申請料及び審査料を納付する。
- (3) 書類等に不備がある場合は、申請会社へその旨を知らせ、申請書及び書類等を差し戻し、申請手続きを中止する。

11. 申請期間

申請は、原則として毎年2回とし、その期間は実施細則に定める。

12. 申請に必要な書類等

認定の申請に必要な書類等は、実施細則に定める。

第5章 認定審査及び評価

13. 審査

- (1) 新規認定、更新認定における審査は、書類審査及び現地審査とする。
- (2) 委員会は、申請会社毎に担当する審査員を決定する。
- (3) 審査員は、担当する申請会社について審査し、審査結果をまとめる。

14. 評価

委員会は、審査員より提出を受けた審査結果より、本規定「8. 評価項目」に基づいて評価を行い、評価表及び評価結果報告書を作成し、その結果を認定管理委員会へ附議する。

第6章 認定

15. 認定の決定

認定管理委員会は、委員会より提出を受けた評価結果報告書に基づいて認定の可否を決定する。決定した認定の内容は、理事会へ報告し、承認を得る。

16. 認定審査結果通知

協会は、認定に至らなかった申請会社に対して、その審査結果を通知する。なお、認定を受けた申請会社は、認定書の発行及び送付をもって審査結果通知に代える。

17. 認定通知及び認定書の発行

協会は、認定が承認された申請会社に、次の事項を記述した優良溶接せん断補強筋製造会社認定書（以下、「認定書」という）を発行する。

- (1) 認定書の名称：優良溶接せん断補強筋製造会社認定書
- (2) 法人名称：認定された法人及び事業所名称を記載する。
- (3) 所在地：認定された法人及び事業所の所在地を記載する。
- (4) 認定番号：JRJI-優補-登録番号
- (5) 有効期間：元号にて表記する。
- (6) 評価項目：認定に関する評価項目
- (7) 特記：その他認定に必要な事項

第7章 認定の取消し等

18. 認定の一時停止

認定期間中に本規定に定める「4. 優良溶接せん断補強筋製造会社の要件」が満足できない状況となった場合、認定管理委員会は、当該優良溶接せん断補強筋製造会社が保有する認定の一時停止期間を定め、当該認定を一時停止する。なお、一時停止期間内に是正が完了しない場合は、「19. 認定の取消し」として、協会ホームページにて公表する。

19. 認定の取消し

次の事項に該当する場合は、認定書に記載されている有効期間に係わらず優良溶接せん断補強筋製造会社の認定を取り消す。

- (1) 虚偽又は不正があった場合
- (2) 本規定「7. 履行義務」に定める事項を遵守しなかった場合
- (3) 一時停止期間に是正が完了しなかった場合
- (4) 更新申請を行わず、認定の有効期間が満了した場合
- (5) 協会の名誉を著しく傷つける事由が発生した場合
- (6) その他、関連法令等に違反した場合

20. 認定書の返納

認定の一時停止又は認定の取消しを受けた場合は、1週間以内に保有する認定書を協会へ返納しなければならない。

第8章 その他

21. 異議申立て

認定の審査結果に関して、異議がある場合は、その通知等を受取った日より60日以内に、協会に対して書面（書式自由）をもって異議申立てを行うことができる。ただし、当該案件についての異議申立ては1回を限度とする。

22. 料金等

申請料、審査料及び認定料は、別に定める日本鉄筋継手協会料金表によることとし、その納付方法は、次のとおりとする。

- (1) 申請料及び審査料は、申請時点で納付する。
- (2) 認定料は、認定の通知が届いた時点で納付する。
- (3) 納付された料金等は、認定の結果にかかわらず返却しない。
- (4) 追加で行われる審査料等は、申請会社が負担する。

23. 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、委員会が発議し、認定管理委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. 本規定は、平成22年9月15日に改正し、同日より施行する。

<以下、空白>